

よくあるご質問

Q 婚姻届はどの市区町村に提出できますか。

A 夫、妻の本籍地または住所地の市区町村役場にご提出ください。

Q 吹田市に婚姻届出をする場合、なにが必要ですか。

A ・婚姻届書(1通)

・夫妻それぞれの戸籍謄本(全部事項証明書) ※本籍地が吹田の方は必要ありません。

・届出人(夫妻)各自の印鑑(朱肉を使うもの) ※届出人欄に押印したものと同一印鑑をご持参ください。

・届書を持参される方の運転免許証やパスポート等の本人確認書類

Q 私は未成年者です。婚姻するには父母の同意が必要と聞きました。

この同意はどのように証明すればよろしいですか。

A 未成年者の方が婚姻するには父母の同意が必要です。婚姻届の「その他」欄に婚姻に同意する旨を記入し、父母が署名・押印するか、別に同意書を作成し添付してください。また婚姻する未成年者の父母が証人となり証人欄に署名・押印することにより、婚姻への同意を兼ねることもできます。

・「その他」欄への記載例: この婚姻に同意します 夫(妻)の父 ○○××印 夫(妻)の母 ○○△△印

・同意書を作成する場合は、届出先にお問合せください。

Q 結婚式の日には婚姻届を提出したいのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。

この場合、婚姻届は提出できませんか。

A 婚姻届は24時間受付できます。吹田市の場合、提出先は下記ようになります。

時間帯	提出場所
平日(月～金曜日)の9時から17時30分	本庁市民課 101番窓口及び各出張所(千里、山田、千里丘)
上記以外の平日の時間帯、土日祝日、年末年始	本庁地下1階の宿直室

Q 結婚と同時に引越しをする予定です。吹田市では婚姻届とは別に何か手続きは必要ですか。

A 婚姻届だけでは、住所は変わりません。別に住所の異動届が必要になります。

平日9時から17時30分まで、本庁市民課 101番窓口及び各出張所(千里、山田、千里丘)でお手続きいただけます。

また転入・転居届のみ毎月第2、4土曜日の午前中(午前9時～正午)本庁市民課 101番窓口で受付けています。

ただし、土曜日の受付に関しては、引越しに伴う他課での手続きやマイナンバーカード及び住民基本台帳カードの継続手続きはお受けできませんので、ご了承ください。

届	届出人	届出期間	必要書類	備考
転入	本人 または 世帯主	住所を定めた日 (引越し日)から14日以内	※転出証明書	他の市区町村から吹田市に異動してきたとき
転居		引越し予定日の約14日前から		吹田市内で住所を異動したとき
転出		変更のあった日から14日以内		吹田市から他の市町村へ異動するとき(転出届の後、異動先で転入届をしてください)
世帯変更				吹田市に住民登録のある世帯主の変更、世帯の分離、世帯の合併などをしたとき

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例の転入届をされる方は、転出証明書は不要ですが必ずカードをご持参ください。

但し、事前に前住所の市区町村で転出届が必要です。必要書類についての詳細は別途お問合せください。

・平日にお手続きをされる方で、国民年金手帳や吹田市の国民健康保険証をお持ちの方はご持参ください。

・住所変更の手続きを代理人が行う場合、委任状や本人の印鑑などが必要になることがあります。手続きをする市区町村役場で事前に確認をしてください。

Q 結婚して名字が変わったのですが、マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの名前変更はどうすれば良いですか。

A 住民登録地が吹田市の方は、婚姻届と一緒にご持参いただければ、変更後の内容をカードに追記します。夜間・休日の宿直窓口で届出された場合は、後日業務時間内に本庁市民課 101番窓口もしくは各出張所(千里、山田、千里丘)にご持参ください。住民登録地が吹田市以外の方は住民登録地の市区町村役場にご持参ください。また、パスポートや運転免許証等の上記以外の書類の名前変更については、直接手続き先にお問合せいただくようお願いいたします。

お問合せ先

吹田市役所市民課 06-6384-1231(代表) 内線2274 06-6384-1235(直通)

千里出張所 06-6871-0227 山田出張所 06-6877-0813 千里丘出張所 06-6877-0330